

成年後見事件における 民事法律扶助制度の活用

令和4年9月27日（火）

成年後見制度の運用改善等に関するWG

法務省

大臣官房司法法制部

1 法テラスとは

あまねく**全国**において，法による紛争解決に必要な**法的サービス等の提供**が**受けられる**社会を実現するために設立された**準独立行政法人**



2 主な業務内容

この業務を説明

情報提供業務

- 問合せ内容に応じた適切な**法律制度**や**相談窓口**を無料で紹介
 - コールセンター
 - 各地方事務所等
 - メール, HP等
 - 多言語情報提供サービス (10言語対応)

民事法律扶助業務

- 資力の乏しい方への**無料法律相談**や**弁護士費用等の立替え**
- 認知機能が十分でない方への**資力を問わない法律相談** (特定援助対象者法律相談援助)

国選弁護等関連業務

- 契約弁護士を国選弁護人等候補として裁判所に通知
- 国選弁護人等への報酬等の支払

司法過疎対策等業務

- 司法過疎地域への事務所設置・スタッフ弁護士配置
- 司法ソーシャルワーク (※)
- スタッフ弁護士の確保・全国への配置

※福祉機関等と連携し、自発的には法的サービスを求めづらい高齢者・障害者等に対して積極的に働きかけ、抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組

犯罪被害者支援業務

- 法律制度や相談窓口のほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある**弁護士を紹介**
- DV・ストーカー・児童虐待の被害者への**資力を問わない法律相談**
- 被害者参加人に付される**国選弁護士候補を裁判所に通知**
- 被害者参加人への**旅費等の支給**

災害対応業務

- 一定の大規模災害の被災者への**資力を問わない無料法律相談**
 - 東日本大震災 (H23)
 - 熊本地震 (H28)
 - 西日本豪雨 (H30)
 - 令和元年台風19号 (R元)
 - 令和2年7月豪雨 (R2)

この部分を説明

民事法律扶助業務

○資力の乏しい方への無料法律相談や
弁護士費用等の立替え

「代理援助」

○認知機能が十分でない方への資力を
問わない法律相談（特定援助対象者法
律相談援助）

3 代理援助とは

資力の乏しい方に対し、**民事裁判等**
手続（裁判所における民事事件、家事事件、行政事
件に関する手続）の準備及び追行のための
弁護士費用・司法書士費用等（実費、報
酬）の**立替え**を行う

※「弁護士費用・司法書士費用等」については「弁護士費用等」という

4 援助の対象・方法

- 対象：**弁護士費用等**
(×後見人報酬)
- 方法：**立替え（償還）**
(×助成)

5 償還の方法等

- 償還**方法**：原則、**終結後3年以内の割賦償還**
月々**5000円～1万円**程度
- 償還**猶予**：経済状況に応じ、一定期間償還**猶予**可
- 償還**免除**：経済状況に応じ、償還**免除**可
 - **生活保護**受給者
 - それに**準じる**程度に**生計困難**かつ**資力回復困難**

6 成年後見事件における活用

(第二期成年後見制度利用促進基本計画)

国は、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、**法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策**を早期に検討する。

【Ⅱ・2・(2)③イ】

※弁護士又は司法書士については「弁護士等」という

7 2つのパターン

この場合を検討

○ **法律専門職**が後見人である場合

⇒ 弁護士等に依頼



民事裁判等手続
に関し

代理援助を利用できるか . . . 検討課題あり

○ **法律専門職以外**の者（市民後見人や親族後見人）
が後見人である場合

⇒ 弁護士等に依頼



民事裁判等手続
に関し

代理援助利用可

8 検討の前提

(成年後見人の権限・代理権の範囲)

成年後見人は、**包括的代理権**を有しており、原則として、**全ての法律行為**について**代理権**を有する



(成年後見人が法律専門職である場合)

成年後見人が**法律専門職**であれば、弁護士等に依頼せずに、**民事裁判等手続**に**対応可**



代理援助の利用 (**弁護士費用等の援助**) を認める**必要性等**を踏まえ、**事務の範囲**、**報酬の在り方**をどのように判断するか

9 検討課題の整理

- ① **代理援助利用**（弁護士費用等の援助）の必要性等を踏まえた**事務の範囲**
- ② **後見人報酬と代理援助報酬**の**関係**（負担の均衡）

10 検討課題①

① 代理援助利用（弁護士費用等の援助）の必要性等を踏まえた事務の範囲

- 成年後見人が法律専門職であるにもかかわらず、別の弁護士等に依頼する必要があるのか
- その弁護士費用等を国費で援助すべきか

これらの視点を踏まえ

- どのような場合（事務）に代理援助の利用を認めるべきか
- それを誰が、どのように判断するのか



事務の範囲及びその判断方法（主体・基準等）を検討

1 1 検討課題②

② 後見人報酬と代理援助報酬の関係（負担の均衡）

- 代理援助を利用しない場合（における後見人報酬の負担）と代理援助を利用した場合（における代理援助報酬の負担）の不均衡が生じないか
- 両者の調整を誰が、どのように行うのか



不均衡を防止する対策及びその実施主体を検討

※被後見人の経済的負担が増えないように配慮する必要あり